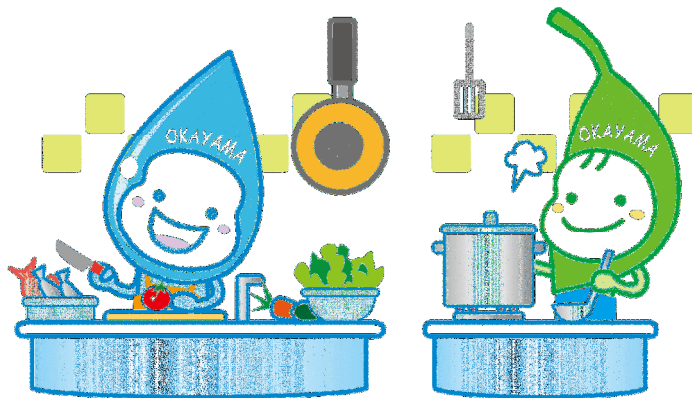


令和3年度

岡山市食品衛生監視指導計画（案）



岡山市

目 次

I	はじめに	
II	実施期間及び対象地域	・ ・ ・ ・ ・
III	監視指導の実施機体制及び関係機関との連携	・ ・ ・ ・ ・
	1 監視指導の実施体制	
	2 関係機関との連携	
IV	監視指導の実施及び食品等の検査の実施	・ ・ ・ ・ ・ 4
	1 重点的監視事項	
	2 岡山市中央卸売市場における食の安全の確保	
	3 岡山県営と畜場等における食肉の安全の確保	
	4 夏期及び年末一斉監視	
	5 食品等の検査	
	6 危機管理体制の整備と緊急時の対応	
V	食品等事業者による自主的な管理の推進支援	・ ・ ・ ・ ・ 7
	1 監視指導等を通じた自主管理の推進指導	
	2 岡山市食品衛生協会への支援	
VI	市民及び食品等事業者への情報提供と意見交換	・ ・ ・ ・ ・ 7
	1 メディアや啓発資材などによる情報提供	
	2 イベント等での情報提供	
	3 市民参加型事業	
VII	食品衛生業務に係る人材育成	・ ・ ・ ・ ・ 8
	◇ 別表1 施設ごとの立入予定回数	
	◇ 別表2 収去等検査予定表・別表3 施設設備等のふき取り検査予定表	
	◇ 主な用語の説明	

I はじめに

食のグローバル化の進展や食を取り巻く環境の変化等への対応を目的として、平成 30 年 6 月に食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）等（以下、「法」という。）が改正され、令和 3 年 6 月 1 日に完全施行されます。本市においても、法改正に円滑に対応し、市民の食の安心・安全を確保することが重要であると考えております。

そこで、本市では食品衛生法及び関係法令に基づく監視指導等の事業を重点的、効果的かつ効率的に実施するために、全国的な食品等の生産、製造、流通等の状況及び食中毒や法違反等の食品衛生上の問題発生状況や市民のみなさまからのご意見を踏まえ、「令和 3 年度岡山市食品衛生監視指導計画」を策定しました。

本計画に基づき、監視指導や検査の充実、強化を図るとともに、食品等事業者による自主的な衛生管理の推進や、市民への食品衛生に関する情報提供など、各種事業を実施して食の安全・安心の確保を図っていきます。

II 実施期間及び対象地域

【実施期間】令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

【対象地域】岡山市全域

III 監視指導の実施体制及び関係機関との連携

1 監視指導の実施体制

本市では、保健管理課、保健所、食肉衛生検査所が互いに連携し、各事業を実施します。

機関名		主な業務
保 健 社 部	保健管理課	・食品衛生に関する企画立案 ・保健所、食肉衛生検査所との連絡調整 ・国、他自治体、庁内関係部局との連絡調整 など
	食肉衛生検査所	・と畜検査、食鳥検査 ・と畜場、食鳥処理場の監視指導 など
福 社 局	保健衛生課	・飲食店等の営業許可・届出 ・市民からの苦情相談対応 ・食中毒・違反食品等の調査及び措置 ・食品取扱施設への監視指導 ・岡山市中央卸売市場内の監視指導、食品の検査 など
	衛生検査センター	・食品の検査（微生物、食品添加物、残留農薬） ・消費者の食中毒予防対策等に関する調査研究 など

2 関係機関との連携

(1) 厚生労働省・消費者庁との連携

輸入食品や広域流通食品等における監視指導、違反発見時及び食中毒発生時の対応にあたっては、厚生労働省、消費者庁、他の自治体と緊密な連絡をとりながら実施します。

特に、複数の自治体が関係する広域的な食中毒発生時にあっては、地方厚生局管轄区域内の自治体を構成員とした広域連携協議会で情報共有及び連携を図りながら対応します。

(2) 他の自治体等の食品衛生担当部局との連携

違反食品の製造所等が他の自治体に及ぶ場合には、当該自治体の食品衛生担当部局と連絡調整を図ります。

(3) 岡山県・庁内関係部局との連携

庁内で「岡山市食の安全に係る関係課連絡会議」を定期的に行い、関係部局と連携を図り食の安全の確保に努めます。

生産段階から食品の安全性を確保し、食品衛生法及びその他の法令における違反の発生の未然防止にあたっては、平時から県・市農林水産部局等と連携を図り、違反を発見した場合は、速やかに連携を図り対応します。

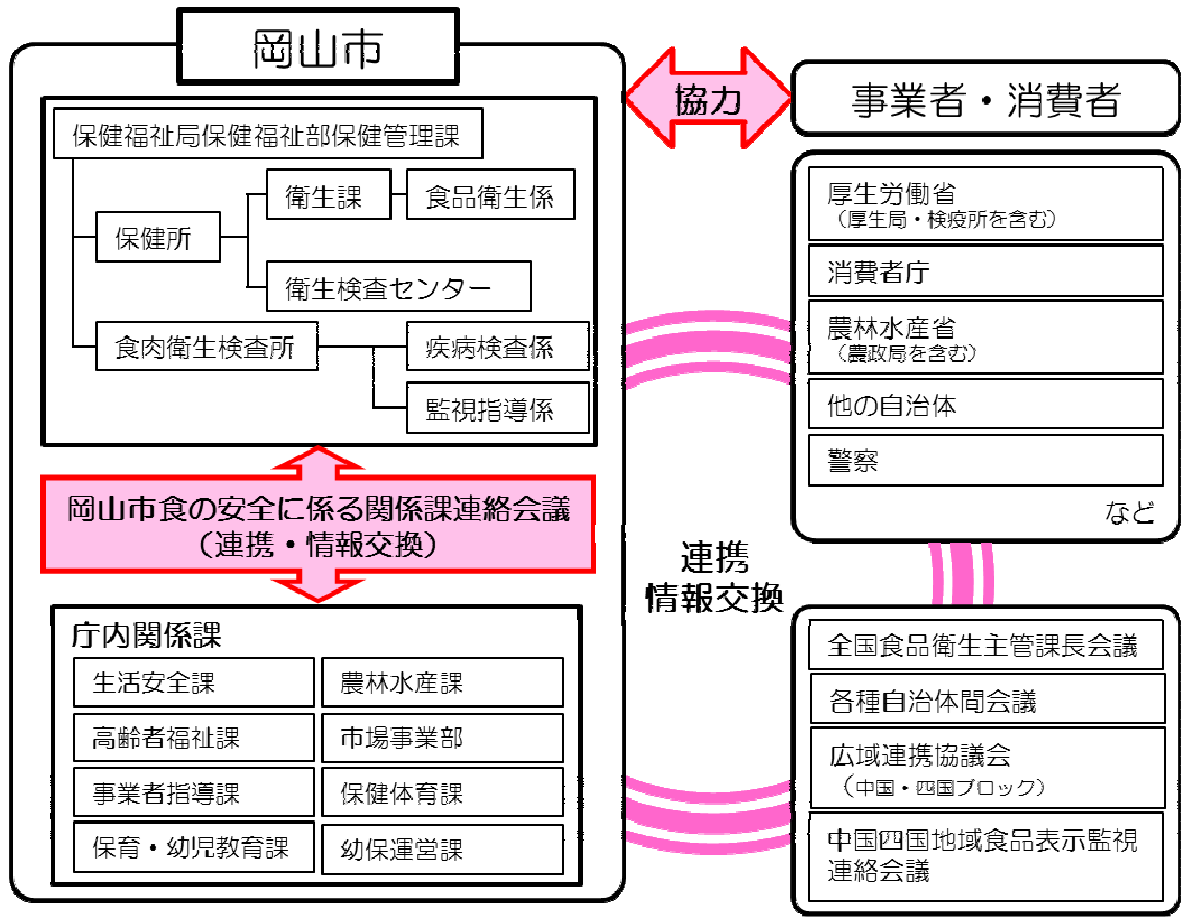
(4) 食品表示に関する情報交換等

中国四国地域食品表示監視連絡会議において、定期的に食品表示に関する情報交換を行います。

食品表示に関する違反を発見した場合や違反が疑われる場合は、消費者庁、中国四国農政局、関係自治体及び庁内担当部局と連携を図り、必要な対策を講じます。

(5) 農林水産部局等との連携

食肉・食鳥肉・魚介類・農林水産物の生産段階の食品安全規制に違反していると疑われる場合は、庁内及び庁外の関係行政機関の担当部局と連携を図りながら対応します。



IV 監視指導の実施及び食品等の検査の実施

食品の安全を確保するために、「食品衛生法」、「食品表示法」、「と畜場法」、「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」、その他関係法令に基づき、別表1のとおり対象施設及び立入予定回数を設定し、効率的かつ効果的に監視指導を行います。

1 重点的監視事項

食品衛生法の改正や食品衛生上の危害発生状況等を踏まえ、以下の事項について、特に重点的に取り組みます。

(1) HACCPに沿った衛生管理の制度化への対応

平成30年6月13日に食品衛生法が改正され、原則として全ての食品等事業者に対し、HACCPに沿った衛生管理が義務付けられました。経過措置期間が令和3年5月31日までであり、HACCPに沿った衛生管理を導入できていない食品等事業者に対し、各業界団体が作成したHACCP導入の手引書等を活用して、速やかに導入できるよう必要な指導及び助言を行います。

令和3年6月1日以降は、食品等事業者が作成した衛生管理計画、手順書の内容及び記録類を確認・検証し、必要に応じて指導及び助言を行います。

(2) 食中毒防止対策

ア ノロウイルスによる食中毒防止対策

本市では、平成23年度以降、毎年ノロウイルスによる食中毒が発生しています。ノロウイルスに感染し発症した場合に、重症化するおそれのある高齢者、子ども等が利用する社会福祉施設のほか、事故が大規模化しやすい弁当調製施設・旅館・ホテル等の大量調理施設を中心に、調理従事者の健康管理、手洗いの徹底、施設や器具類の消毒等、ノロウイルスの汚染拡大防止について重点的に指導します。特に二枚貝等ノロウイルスによる汚染のおそれがある食品の調理においては、中心部まで85℃～90℃で90秒間以上加熱すること等の周知徹底を行います。

イ 食肉による食中毒防止対策

食肉を生食や加熱不十分で食べること（以下、「生食等」という。）により、腸管出血性大腸菌、カンピロバクター等による食中毒が多数発生しているため、県営食肉地方卸売市場をはじめ、食肉処理業、食肉販売業、飲食店などの関係営業施設に対して重点的に監視し、規格基準の遵守や二次汚染防止の指導を行います。

特に鶏肉等を生食等で提供する施設に対し、鶏肉等の生食等による食中毒の危険性について十分な情報提供をするとともに、生食等での提供を控え、また、十分な加熱をして提供するように指導します。

(3) 適正な食品表示の監視指導

食品等事業者に対し、加工、製造、販売している食品表示の衛生事項（消費期限又は賞味期限表示、食品添加物表示、アレルギー表示等）が適正に行われているか監視指導を行います。

2 岡山市中央卸売市場における食の安全の確保

生鮮食品及び加工食品の流通拠点である岡山市中央卸売市場では、保健所衛生課がせりが行われる早朝から市場内の監視を行い、せり売場や食品販売施設において、現場での簡易検査を行い、有毒魚介類等の発見・排除、生食用魚介類の保存温度の確認、食品の適正な表示、販売方法などを指導します。

また、違反食品等が市場内に流通していることが判明した際には、速やかに流通状況を調査し、流通が拡大しないように対処します。

3 岡山県営と畜場等における食肉の安全の確保

(1) 岡山県営と畜場（岡山県営食肉地方卸売市場内）

と畜場法に基づき、食肉衛生検査所のと畜検査員が牛、豚等一頭ごとにと畜検査を実施し、疾病や異常のある食肉を排除します。

ア 牛海綿状脳症（BSE）対策

神経症状又は全身症状を呈し、と畜検査員が必要と認めた場合に BSE 検査を行います。また、特定危険部位（SRM）の除去及び焼却等、と畜場における BSE 対策が適切に実施されていることについても確認します。

イ と畜場の監視指導

と畜場法施行規則で規定されている HACCP に沿った衛生管理基準に基づき、と畜場の設置者、管理者若しくはと畜業者等（と畜場の設置者等）に対し、指導・助言を行います。

また、と畜場の衛生管理が適切に行われていることを確認するために、と畜検査員が次の項目について外部検証を実施します。

- ◆ 衛生管理状況等の現場確認
- ◆ 衛生管理状況等の記録確認
- ◆ 微生物試験
- ◆ 衛生管理計画及び手順書の確認

(2) 認定小規模食鳥処理場等

認定小規模食鳥処理場（年間処理羽数 30 万羽以下の処理場）及び届出食肉販売業等に対し監視を行い、施設設備の改善や食鳥肉の衛生的な取り扱いについて指導を行います。

また、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則で規定されている衛生管理基準に基づき指導・助言を行います。

4 夏期及び年末一斉監視

食中毒が多発する夏期及び食品流通量が増加する年末においては、厚生労働省及び消費者庁が示す実施要領を踏まえて監視指導を重点的に行います。

- ◆食品、添加物等の夏期一斉取締り（7月）
- ◆食品、添加物等の年末一斉取締り（12月）

5 食品等の検査

（1）収去検査

市内で製造及び加工等される食品や流通食品（輸入食品を含む）等の収去検査を実施し、市内に流通する食品の安全性を確保し、違反食品・不良食品を排除します。

◆検体採取機関

保健所衛生課、食肉衛生検査所

◆試験検査実施機関

保健所衛生検査センター、保健所衛生課（市場）、食肉衛生検査所

（2）汚染実態調査

◆残留有害物質（有機水銀等）のモニタリング調査を実施します。

◆腸管出血性大腸菌の汚染源追求と汚染実態把握のため、牛枝肉の検査を実施します。

◆腸管出血性大腸菌の汚染源追求と汚染実態把握のため、食品原材料、中間製品及び調理済み食品の検査を実施します。

収去検査等の検査予定数は、別表2のとおりです。

（3）食品関連施設の衛生指導に係る検査

食品関連施設の衛生管理状況を把握し、適切な指導を行うためにふき取り検査、ATPふき取り検査等を実施します。ふき取り検査予定数は、別表3のとおりです。

（4）試験検査の業務管理（GLP）の推進

定期的な内部点検、内部精度管理及び外部精度管理を実施し、検査精度の維持・向上に努めます。

6 危機管理体制の整備と緊急時の対応

（1）食中毒等健康被害発生時の対応

医療機関、患者や食品等事業者から食中毒を疑う届出があった場合、保健所は直ちに患者に対する聞き取り調査や検便を行うとともに、関係する施設に対して調査を実施し、迅速に原因究明を図ります。原因と特定された施設や食品に対しては、施設の営業停止や、原因食品の回収・廃棄などの措置により、危害拡大防止のための改善指導を行い、また、必要な情報の公表等を行います。

(2) 違反食品等発見時の対応

食品関連施設において違反を発見した場合には、その場において改善指導を行うとともに、違反が重大で直ちに改善が図られない場合は、書面にて改善指導を行い、必要に応じ、営業停止等の処分及び公表を行います。

検査の結果、違反が発見された場合は、当該食品等について、販売の用に供し、又は営業上使用しないよう食品等事業者等に対して回収、廃棄等の措置をさせ、必要に応じ、営業停止等の処分及び公表を行います。

なお、生産、製造等を行った場所が市外である場合には、所管する都道府県等の食品衛生担当部局に速やかに連絡し対応を協議します。

(3) 市民からの苦情・相談への対応

市民からの苦情相談を受付け、緊急を要する際は、原因究明のための当該食品等の調査や検査を行うなどの対応を迅速に行います。

(4) 市外における食品関連事件発生時の対応

特定の違反事例が頻発するなど、食品衛生に係る問題が発生し、全国一斉もしくは県内一斉に同一の事項を対象とした監視指導の実施が必要な場合は、随時、国、岡山県等と連携を図り監視指導を行います。

V 食品等事業者による自主的な管理の推進支援

1 監視指導等を通じた自主管理の推進指導

食品等事業者によるHACCPに沿った衛生管理が適切に実施できるよう、基盤となる一般衛生管理をはじめ、衛生管理計画、手順書の作成、記録の作成保存等について、必要な指導及び助言を行います。

2 岡山市食品衛生協会への支援

岡山市食品衛生協会では、食品衛生指導員による巡回指導や営業者の自主衛生管理の推進に取り組んでいます。本市から食品衛生指導員の研修会に講師を派遣する等の支援を行います。

VI 市民及び食品等事業者への情報提供と意見交換

1 メディアや啓発資材などによる情報提供

テレビ、ラジオ、広報紙、ホームページ等の広報媒体や啓発資材を活用し、食中毒予防や食肉の生食等のリスクなど食の安全に関する積極的な情報提供を行います。

岡山県営食肉地方卸売市場及び岡山市中央卸売市場関連事業者向けに情報紙を作成し、配布します。

2 イベント等での情報提供

イベント会場等にブースを出展し、食中毒予防の啓発パネルの展示やクイズ等を行います。

3 市民参加型事業

食品衛生に関する最新の話題や消費者に関心の高い内容について、意見交換会や施設見学会等を実施し、食品衛生に関する情報提供や意見交換を行います。

Ⅶ 食品衛生業務に係る人材育成

最新の知識や情報に基づき、適切な監視指導行うために、厚生労働省等が主催する研修会、各種学会、専門教育機関等へ職員を派遣し、資質の向上を図ります。

食品衛生に関する調査研究を行い、成果を研修会や学会等で発表して情報の共有化を図るとともに、より効率的な指導の実施に活用します。